

リュウムと休日の保養施設が建設中で、これらには、14,400床が用意されることになっている。労働組合の監督をうけながら、数カ所のコルホーズが共同で資金を提供する形により、多数の施設が建設されている。これらの対策はコルホーズ構成員とかれらの子供に対して、サナトリウム処置の用意をかなり増加させることになるであろう。

新しい仕組みの採用に含まれた多数の活動は、農業労働組合の加入する各種の労働組合団体に任命されていた。社会保険の監督官は各部門と労働集団毎に選出されて、新しい社会保険制度におけるかれらの重要な役割を訓練される。かれらはその制度の機能を発揮させ、かつ民主的なコントロールをすることに責任を負うであろう。

Okhrana truda i social'noe strakhovanie v kolhozakh, *Okhrana truda i sotsial'noe strakhovanie*, No. 5, 1970, pp. 23—25; No. 34, '71.

可変的な年金年齢の 実現を求めて

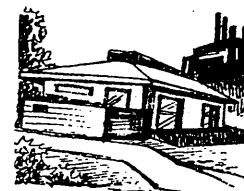
Achim Steffen

(西ドイツ)

本稿の筆者は、連邦政府による選択として提案されてきたある可変的な年齢制限の問題について、4つのタイプの解決策を示しながら、4制度を論じている。

社会・政治的な分野では、連邦政府が目指している改革は、可変的な年齢制限の導入を含んでいる。つまり、公的年金保険制度の被保険者は、ある期間すなわち60歳と68歳の間で、労働を停止し、老齢年金を受給するかどうかを決定することができることになる。

今日では、可変的な年齢制限が採用されるであろうというのは明白であるが、しかし、重大な経済的および財政的な諸問題が発生するかも知れないという理由から、その導入が



どのようにして行なわれるかという点は、まだ明らかでない。まず、現在および将来の年金支払いと経済発展に対応させて年金額を毎年修正する調整は、保証されなければならないし、次に、人的資源は経済成長が低下させられるほど危険にさらされるべきでない。

可変的な年齢制限には、大幅な制限条件がつけられる筈であるから、最も早い時期に退職する誘因が大きくなるということはない。むしろ、65歳以上まで労働を継続するのには価値があると感じられる。また、可変的な年齢制限は資金にかなりの余裕を生み出すようにしなければならないので、公的年金保険には、できるだけ追加的な負担を求めない。

連邦政府の討議に取上げられた2つの制度は、上述した条件を満たしていない。記述は一部不明瞭であるが、記述からうける印象では、保険に加入していたかなりの年数の期間が、年金には取るに足らない増加分だけを生み出すにすぎないので、問題とされているのは、年金年齢の全般的な引下げであるということになる。2制度の違いは、1つの制度が老齢年金と稼得収入の双方を同時に享受するのを許しているのに、もう1つの制度が満65歳に達するまで同時にそれらの双方を享受するのを禁止していることである。

第4番目の制度は、ある年齢への到達に全くなんらの関係ももっていない。その制度では、むしろ、年齢制限はある年数の保険加入を満了した後に要求され、最も遅い年齢は65歳である。年金額について、この制度のもっている適合性が述べられていないことについては、余り多く語られない。

年金保険にかんする報告の中で、この第4番目の制度だけが問題の解決に受け入れられ

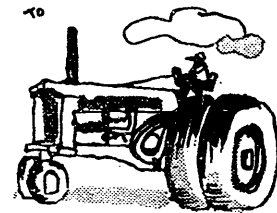
る。その場合に、その制度に期待して、これをまず実施すれば、その実施は年金にある保険数理的に正しいとみなされる年金額のある低下を伴うことになるので、したがって、可変的な年齢制限はその制度自身による財源の調達を大幅に要求される。65歳以後に年金の受給を延期することは、保険数理的に正当な収入を稼ぐことになるので、したがって、労働を継続する実質的な誘因がある。

可変的な年齢制限に対するある保険のそのような接近法は、労働市場に与えるその影響を恐らく制限するであろうし、また、経済成長には影響を与えないであろう。しかし、ある状況のもとでは、ある保険の手段でさえも、財政的な問題を完全には解決できないかも知れない。

60—68歳の選ばれた期間を超えて年金年齢に達するのは、かなり分散されるので、年金の実施によって生ずる拠出の一時的な減少は、年金の受給申請延期に結果として生じた拠出収入の相対的な増大によって、均衡がと

れる場合には、また、その場合においてのみ、年金保険には、なんらの負担も負わされないことになる。さらに、制度の実施によって生ずる財政的な赤字は、連邦政府の資金でうまく処理されなければならないであろう。

Zur Realisierung einer flexiblen Altersgrenze, *Die Ersatzkasse*, No. 12, 1970, pp. 520—523; No. 53, '71.



リュウムと休日の保養施設が建設中で、これらには、14,400床が用意されることになっている。労働組合の監督をうけながら、数カ所のコルホーズが共同で資金を提供する形により、多数の施設が建設されている。これらの対策はコルホーズ構成員とかれらの子供に対して、サナトリウム処置の用意をかなり増加させることになるであろう。

新しい仕組みの採用に含まれた多数の活動は、農業労働組合の加入する各種の労働組合団体に任命されていた。社会保険の監督官は各部門と労働集団毎に選出されて、新しい社会保険制度におけるかれらの重要な役割を訓練される。かれらはその制度の機能を発揮させ、かつ民主的なコントロールをすることに責任を負うであろう。

Okhrana truda i social'noe strakhovanie v kolhozakh, *Okhrana truda i sotsial'noe strakhovanie*, No. 5, 1970, pp. 23—25; No. 34, '71.

可変的な年金年齢の 実現を求めて

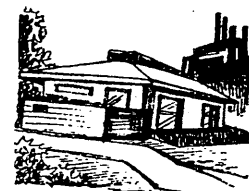
Achim Steffen

(西ドイツ)

本稿の筆者は、連邦政府による選択として提案されてきたある可変的な年齢制限の問題について、4つのタイプの解決策を示しながら、4制度を論じている。

社会・政治的な分野では、連邦政府が目指している改革は、可変的な年齢制限の導入を含んでいる。つまり、公的年金保険制度の被保険者は、ある期間すなわち60歳と68歳の間で、労働を停止し、老齢年金を受給するかどうかを決定することができることになる。

今日では、可変的な年齢制限が採用されるであろうというのは明白であるが、しかし、重大な経済的および財政的な諸問題が発生するかも知れないという理由から、その導入が



どのようにして行なわれるかという点は、まだ明らかでない。まず、現在および将来の年金支払いと経済発展に対応させて年金額を毎年修正する調整は、保証されなければならないし、次に、人的資源は経済成長が低下させられるほど危険にさらされるべきでない。

可変的な年齢制限には、大幅な制限条件がつけられる筈であるから、最も早い時期に退職する誘因が大きくなるということはない。むしろ、65歳以上まで労働を継続するのには価値があると感じられる。また、可変的な年齢制限は資金にかなりの余裕を生み出すようにしなければならないので、公的年金保険には、できるだけ追加的な負担を求めない。

連邦政府の討議に取上げられた2つの制度は、上述した条件を満たしていない。記述は一部不明瞭であるが、記述からうける印象では、保険に加入していたかなりの年数の期間が、年金には取るに足らない増加分だけを生み出すにすぎないので、問題とされているのは、年金年齢の全般的な引下げであるということになる。2制度の違いは、1つの制度が老齢年金と稼得収入の双方を同時に享受するのを許しているのに、もう1つの制度が満65歳に達するまで同時にそれらの双方を享受するのを禁止していることである。

第4番目の制度は、ある年齢への到達に全くなんらの関係ももっていない。その制度では、むしろ、年齢制限はある年数の保険加入を満了した後に要求され、最も遅い年齢は65歳である。年金額について、この制度のもっている適合性が述べられていないことについては、余り多く語られない。

年金保険にかんする報告の中で、この第4番目の制度だけが問題の解決に受け入れられ

る。その場合に、その制度に期待して、これをまず実施すれば、その実施は年金にある保険数理的に正しいとみなされる年金額のある低下を伴うことになるので、したがって、可変的な年齢制限はその制度自身による財源の調達を大幅に要求される。65歳以後に年金の受給を延期することは、保険数理的に正当な収入を稼ぐことになるので、したがって、労働を継続する実質的な誘因がある。

可変的な年齢制限に対するある保険のそのような接近法は、労働市場に与えるその影響を恐らく制限するであろうし、また、経済成長には影響を与えないであろう。しかし、ある状況のもとでは、ある保険の手段でさえも、財政的な問題を完全には解決できないかも知れない。

60—68歳の選ばれた期間を超えて年金年齢に達するのは、かなり分散されるので、年金の実施によって生ずる拠出の一時的な減少は、年金の受給申請延期に結果として生じた拠出収入の相対的な増大によって、均衡がと

れる場合には、また、その場合においてのみ、年金保険には、なんらの負担も負わされないことになる。さらに、制度の実施によって生ずる財政的な赤字は、連邦政府の資金でうまく処理されなければならないであろう。

Zur Realisierung einer flexiblen Altersgrenze, *Die Ersatzkasse*, No. 12, 1970, pp. 520—523; No. 53, '71.

